

【日 時】 令和5年11月20日（月） 14:00～15:00

【場 所】 本庁舎 2階 市民協働ルーム

【出席者】 委 員 佐々木 あつこ 議会代表  
香川 やすのり 〃  
原田 克明 学識経験者  
小山 勇二 〃  
行川 勝義 清瀬消防署長  
中村 勝宏 市民代表  
浅野 佳子 〃  
金子 しのぶ 〃  
澁谷 和雄 〃

【事務局】 原田 都市整備部長  
新井 都市計画課長  
北村 都市計画課 都市計画係長  
針生 都市計画課 都市計画係

【欠席者】 森田 正英 議会代表  
小原 啓嗣 学識経験者  
岩崎 啓介 多摩建築指導事務所 建築指導第二課長  
工藤 徳之 東村山警察署長

【議 事】

- (1) 東村山都市計画用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について
- (2) 東村山都市計画生産緑地地区の変更について
- (3) その他

<p>会長</p>	<p>本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これより令和5年度第1回清瀬市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>では、はじめに瀬谷副市長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>副市長</p>	<p>皆様こんにちは。ただ今、原田会長よりご紹介いただきました副市長の瀬谷でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本来、市長からご挨拶申し上げるところでございますが、他の公務の都合上、代わりに私よりご挨拶申し上げます。</p> <p>昨年より引き続き務めていただく委員の皆様、今回の審議会より新たにご就任いただきました委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>この都市計画審議会は、市のまちづくりの方向性を審議する非常に重要な会でございます。どうか、みなさまの忌憚のないご意見をいただきまして、清瀬市のまちづくりを進めていきたいと思っております。</p> <p>さて、本日の議題は「東村山都市計画用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について」、「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。瀬谷副市長はこの後、他の公務が入っておりますのでここで退席させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>(副市長退席)</p> <p>今年度初めての都市計画審議会となります。また、今回から委員になられた方もいらっしゃいますので委員の皆さまより自己紹介をお願いできればと思います。順番は名簿順にお願いします。なお、1番の森田委員、4番の小原委員、7番の岩崎委員、8番の工藤委員は欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>&lt;委員紹介&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。次に事務局の職員を紹介します。</p> <p>&lt;事務局職員紹介&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)「東村山都市計画用途地域・高度地区・防火地域及び準防火</p>

<p>都市計画課長</p>	<p>地域の変更について」を事務局より説明をお願いします。</p> <p>都市計画課長の新井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議題の説明に入ります前に、配布資料の確認をさせていただければと存じます。着座にて失礼いたします。</p> <p>事前に送付させていただきました資料でございますが、議題(1)「東村山都市計画 用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について」に関する資料として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1-1「東村山都市計画 用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について」</li> <li>・資料 1-2「変更箇所図」</li> <li>・資料 1-3「東村山都市計画用途地域の変更(清瀬市決定)」</li> <li>・資料 1-4「東村山都市計画高度地区の変更(清瀬市決定)」</li> <li>・資料 1-5「東村山都市計画防火地域及び準防火地域の変更(清瀬市決定)」</li> <li>・参考資料「用途地域等都市計画の概要」</li> </ul> <p>の以上6点となりますが、お手元でございますか。不足している資料がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題(1)「東村山都市計画 用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について」ご説明させていただきます。資料の説明の前に、今回初めての委員の方もいらっしゃるしますので、簡単ではございますが用途地域等の都市計画の制度についてご説明いたします。参考資料をご覧ください。</p> <p>わかりやすく言えば、まちづくりをする場所を都市計画区域、まちづくりをしない場所を都市計画区域外と言います。区域外の場所に規制をかけることを目的に準都市計画区域を指定することができます。都市計画区域を市街化を図る区域として市街化区域、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に、線引きをします。区域区分を定めなところは非線引き区域になります。ちなみに、清瀬市は全域が市街化区域になります。ここまでは、資料にある通り東京都知事が指定します。より具体的にどのような地区にしていくかの計画が必要になるので、地域地区を定めます。この地域地区のひとつに用途地域があり、そのほか高度地区、防火地域及び準防火地域など多数の種類があります。用途地域には、住居系、商業系、工業系の13種類ありますが、清瀬市ではそのうちの7種類を指定しています。用途地域は、市街化区域には必ず定めますが、市街化調整区域には原則として定めません。区域区分が定められていない非線引き区域や準都市計画区域でも用途</p>
---------------	---

地域を定めることができます。そして、用途地域の中に建物の用途など、さらに細かいルールを決めていく地区計画というものがあります。地域地区や地区計画については清瀬市長が指定し、清瀬市都市計画審議会に付議することとなります。

以上が、簡単ですが用途地域等都市計画の概要についてです。

それでは、議題について、資料に沿ってご説明させていただきます。資料 1-1「東村山都市計画 用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について」をご覧ください。

資料の訂正をお願いします。3ページ上段、項番4 利害関係者への周知・意見募集を項番5に、項番5 今後の予定を項番6に訂正をお願いいたします。

項番1 経緯でございますが、都は長年、用途地域の見直しを行わないまま約19年が経過し、その間に用途地域の境界の根拠となる道路等の位置や形状に変更があり、現況と齟齬が生じていることから、令和2年1月に計画原案の作成を市に依頼してきたことが経緯でございます。これを受け、市は令和2年度から変更対象箇所を抽出しまして、土地利用上の観点から検討を行い、その結果市内の5箇所において用途地域等の都市計画を変更することとなりました。

続いて、項番2一括変更の対象でございますが、対象は(1)から(6)の6つの場合で、今回、市内の変更5地区では(1)が該当します。

項番3 用途地域等の変更箇所、項番4 変更となる5箇所と変更内容につきましては、次の資料 1-2 を用いて説明いたしますので、ここでは省略します。

項番5 利害関係者への周知・意見募集でございますが、令和4年11月24日に郵送で周知をいたしました。対象者は変更対象箇所の地権者34名でございます。意見募集期間は令和4年11月24日から12月27日まで、提出意見は0件でしたが、地権者3名から内容に関するお問い合わせがありました。お問い合わせいただいた方へは詳細を説明し、意見は特にないとのことでした。

最後になりますが項番6 今後の予定でございますが令和6年4月に都市計画決定を行い、告示をいたします。

以上が今回の都市計画変更の経緯や概要についてです。

続いて資料 1-2 変更箇所図をご覧ください。今回都市計画変更する5箇所の詳細についてご説明いたします。

1 枚目 A 地区をご覧ください。場所は下清戸4丁目でけやき通りと旭が丘通りの交差点付近です。左側の図が平成16年の都市計画決定時の議定図、右側が今回の都市計画変更図です。次に凡例をご覧ください。

黄色の線が変更前の都市計画の境界線、赤が変更後の都市計画の境界線となります。中央拡大図をご覧ください。黄色の都市計画境界線が赤色に変わるため、オレンジの網掛けの箇所が都市計画変更箇所となります。

続いて下の表をご覧ください。

変更後の用途地域につきましては、準工業地域になります。建ぺい率 60%、容積率 200%、第 2 種高度地区、準防火地域です。日影が規制される建築物は高さが 10m を超えるもの、規制される日影時間は、規制される範囲が 5m を超える範囲で 4 時間以上、10m を超える範囲で 2.5 時間以上、測定水平面は 4m でございます。

2枚目B地区をご覧ください。場所は中清戸4丁目で市役所通りとけやき通りの交差点付近、清瀬消防署の向い側です。中央拡大図をご覧ください。黄色の都市計画境界線が赤色に変わるため、オレンジの網掛けの箇所都市計画変更箇所となります。

続いて下の表をご覧ください。

変更後の用途地域につきましては、第 2 種中高層住居専用地域になります。建ぺい率 60%、容積率 200%、第 2 種高度地区、準防火地域です。日影が規制される建築物は高さが 10m を超えるもの、規制される日影時間は、規制される範囲が 5m を超える範囲で 3 時間以上、10m を超える範囲で 2 時間以上、測定水平面は 4m でございます。

3枚目C地区をご覧ください。場所は竹丘3三丁目で都道226号線と所沢街道の交差点付近、東村山市と市境です。中央拡大図をご覧ください。黄色の都市計画境界線が赤色に変わるため、オレンジの網掛けの箇所都市計画変更箇所となります。

続いて下の表をご覧ください。

変更後の用途地域につきましては、第 2 種中高層住居専用地域になります。建ぺい率 60%、容積率 200%、第 2 種高度地区、準防火地域です。日影が規制される建築物は高さが 10m を超えるもの、規制される日影時間は、規制される範囲が 5m を超える範囲で 3 時間以上、10m を超える範囲で 2 時間以上、測定水平面は 4m でございます。

4枚目D地区をご覧ください。場所は旭が丘3三丁目で柳瀬川通り沿いの第三保育園付近です。中央拡大図をご覧ください。黄色の都市計画境界線が赤色に変わるため、オレンジの網掛けの箇所都市計画変更箇所となります。

続いて下の表をご覧ください。

変更後の用途地域につきましては、第 2 種中高層住居専用地域になります。建ぺい率 60%、容積率 200%、第 2 種高度地区、準防火地域です。日影が規制される建築物は高さが 10m を超えるもの、規制される

日影時間は、規制される範囲が 5mを超える範囲で 3 時間以上、10m を超える範囲で 2 時間以上、測定水平面は 4mでございます。

5枚目E地区をご覧ください。場所は中里5丁目で市役所北側の市役所通り沿いです。中央拡大図をご覧ください。黄色の都市計画境界線が赤色に変わるため、オレンジの網掛けの箇所都市計画変更箇所となります。

続いて下の表をご覧ください。

変更後の用途地域につきましては、第 1 種中高層住居専用地域になります。建ぺい率 60%、容積率 200%、第 2 種高度地区、準防火地域です。日影が規制される建築物は高さが 10mを超えるもの、規制される日影時間は、規制される範囲が 5mを超える範囲で 3 時間以上、10m を超える範囲で 2 時間以上、測定水平面は 4mでございます。

以上が、用途地域等の都市計画が変更となる 5 箇所についての説明です。

続いて都市計画変更図書についてご説明します。資料1-3をご覧ください。資料1-3は用途地域の都市計画変更図書です。ページをめくっていただき、3ページをご覧ください。先ほどご説明しました5箇所の変更に伴い表のとおり用途地域の面積合計約0.1ヘクタールについて変更いたします。

続いて資料1-4をご覧ください。資料1-4は高度地区の都市計画変更図書です。5箇所の変更に伴い、第1種高度地区から第2種高度地区への変更は0.1ヘクタール、第2種高度地区から第1種高度地区への変更は約180㎡となります。

最後に資料1-5をご覧ください。資料1-5は防火地域及び準防火地域の都市計画変更図書です。今回、位置及び区域の変更はありませんが、面積精査の結果、防火地域が0.1ヘクタール、準防火地域を6.3ヘクタール変更します。

以上が議題 (1)「東村山都市計画 用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更について」に係る説明でございます。なお、本案につきましては、都市計画法の規定に基づき、東京都との協議後、10月15日から10月30日までの2週間、縦覧を実施いしましたが、特に意見はございませんでした。今後、本都市計画審議会からの答申を受け、都市計画決定をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

議題 (1) についての説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせて

	<p>いただきます。ご意見のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>変更となる5箇所のうち、A地区に関して変更理由を改めて説明して頂けますか。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>A地区に関しましては、もともと3・4・17号線という都市計画道路端から100mを、準工業地域と住居専用地域の境界線の根拠としておりました。ところが、平成28年に3・4・17号線の都市計画道路が東側に線形変更をする都市計画変更がされました。本来であればその時に都市計画変更を用途地域も行うことが望ましかったのかもしれませんが、その当時はそういったことは行いませんでした。そのため今回の一斉見直しにおいて、仮に平成28年に変更された都市計画道路から100mとして変更してしまうと、準工業地域で建てられた5,6軒の住宅が既存不適格になる可能性があり、このままだと該当地の住民が同じ大きさの家を建て替えられないという恐れがあったことから、東京都と協議を重ね、西側にできた開発道路を境界の根拠にしたらどうかという案に至りました。それを受け、境界の根拠を開発道路の終端部／道路端に設定し、既存不適格になる住宅があるか確認したところ、1軒も既存不適格となる住宅はございませんでした。現状から大きな影響を与えずに、準工業地域と住居専用地域を維持できるラインであろうと確証も得られたことから今回このような変更をさせていただきました。</p> <p>説明としては以上でございますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ここはもともと既存不適格であったということでしょうか。</p>
事務局	<p>いえ、こちらに関しましてはもともと既存不適格である住宅はございません。用途地域としましては、準工業地域と第一種低層住居専用地域の間で建てられるものでした。今回の変更により準工業地域となり規制緩和とされますので、もしかすると今よりも大きい建物が建てられる可能性はあります。</p>
委員	<p>あまり見ない例だったので質問しましたが、そういうことであれば分かりました。</p>
会長	<p>要はこの道路端と書いてある道路が建築基準法42条1項2項の線に合わせた。そのことによって道路の東側に建っている建物が、今までは用</p>

	<p>途が跨っていたが全て準工業地域に入ってきた、ということですね。それにより規制が緩和され、且つ従前から準防火地域であることから特に支障をきたすことはない、という考え方でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。その通りです。</p>
会長	<p>他にご意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(挙手なし)</p>
会長	<p>質疑等も出尽くしたようですので只今の議題（１）につきましては、原案どおりご承認をいただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>承認ということに決定しました。なお、答申書につきましては会長に一任させていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、議題（２）「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」を事務局より説明をお願いします。</p>
都市計画課長	<p>はい。こちらにつきましてもまず、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>議題（２）「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」に関する資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-1「生産緑地／特定生産緑地制度の概要」</li> <li>・資料2-2「東村山都市計画生産緑地地区の変更（清瀬市決定）」</li> <li>・資料2-3「変更に係る生産緑地地区内訳表」</li> <li>・資料2-4「東村山都市計画生産緑地地区計画図（清瀬市決定）」</li> </ul> <p>の以上4点となりますが、お手元にございますか。不足している資料がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、はじめに資料2-1「生産緑地／特定生産緑地制度の概要」を用いて制度概要をご説明いたします。</p> <p>1 ページをご覧ください。まず、生産緑地制度についてです。</p> <p>生産緑地制度とは、市街化区域内の農地等の緑地機能を生かし、計画的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画で生産緑地地区を定める制度です。生産緑地地区に指定されると、税制措置として、当該農地に</p>

係る固定資産税が農地課税となり、相続税の納税猶予制度の適用が可能となります。一方で、指定後 30 年間は農地として適正な管理、保全が義務付けられるほか、原則として、建物の建築や宅地造成等の行為が制限されます。生産緑地に指定する要件としては、先ほど申し上げました制度の趣旨に沿った土地であることのほか、面積が 300 m<sup>2</sup>以上の規模の区域であることや相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること等がございます。要件を満たす一団の農地等について、土地所有者からの申請に基づき、当該土地に係る農地等利害関係人の同意を得た上で市が都市計画決定の手続きを経て指定します。既に農業を営んでいることや面積等を要件として、これまでも市では生産緑地の追加指定を行ってまいりましたが、平成 30 年度より都市計画運用指針の改正を受け、過去に農地転用の届出が行われた農地や行為制限が解除された農地の再指定を可能といたしました。

続いて生産緑地が削除される場合、いわゆる買取り申出について、流れをご説明いたします。ページをめくっていただき、3 ページをご覧ください。生産緑地は指定後、主たる農業従事者が死亡したとき、または農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたときに、所有する生産緑地を市に対して買取りを申し出ることができます。買取り申出があった場合、市が買い取りの有無を検討し、市で買い取らないと判断した際には、東京都や東京都住宅供給公社等に照会し、申し出から 1 ヶ月以内に行取りの有無を通知します。また、市や都が買い取らない場合には、他の農業従事希望者が当該生産緑地を取得できるよう、清瀬市農業委員会にあつせんを依頼します。市や他の農業従事希望者等から買取り希望がなく、買取りの申し出日から 3 ヶ月以内に所有権移転が行われなかったときは、当該生産緑地に係る建物の建築や宅地造成等の行為の制限が解除されることとなります。なお、生産緑地の削除については、買取り申出によるもののほか、生産緑地法第 8 条第 4 項による、道路等の公共施設の設置に伴う削除がございます。

では、次に特定生産緑地制度についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。

平成 4 年に指定した生産緑地が一斉に 30 年目を迎えるにあたって、平成 29 年 6 月、生産緑地法が一部改正されたことにより新たに創設された制度が特定生産緑地制度です。生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができます。特定生産緑地に指定すると、これまでと同様に固定資産税の優遇や相続税の納税猶予制度の適用に関する措置が継続する一方で、農地等の適正な管理や行為制限も継続されます。また指定した場合に

は、10年ごとに特定生産緑地に指定するか判断することになります。特定生産緑地に指定しない場合、固定資産税が5年間で段階的に宅地並み課税となり、新たな相続が発生した際、相続税の納税猶予制度の適用を受けることはできません。仮に指定告示から30年を経過する前に、既に適用を受けている場合は現世代に限り継続されます。生産緑地の買取申出については事由を必要とせず、いつでも可能となります。特定生産緑地に指定する要件としては、適正な管理の下で生産緑地に指定されていること、そして申出基準日を経過していないことがございます。申出基準日とは、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示日、言い換えると生産緑地の指定日、から起算して30年を経過する日のことをいいます。

3ページの左側には特定生産緑地に指定した場合の流れを記載いたしました。基本的な流れとしては生産緑地の時と同じです。大きな違いとしては繰り返しの説明となっておりますが、買取申出をできるタイミングが、生産緑地は指定後30年経過であったのに対し、特定生産緑地は指定後10年経過であることです。

生産緑地地区・特定生産緑地地区の都市計画変更は、こうした流れを経て毎年、年1回追加及び削除を行う案件をまとめ、この時期に都市計画審議会に付議し、都市計画の手続きを進めております。

今回、行為制限解除によって削除を行う生産緑地は、令和4年1月から12月までの1年間に買取申出が行われた区域でございます。そのため、既に宅地造成等が行われている区域もございまして、事後承諾となりますがご了承いただけますと幸いです。

ではここから、議題(2)「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明させていただきます。

資料2-2「東村山都市計画生産緑地地区の変更(清瀬市決定)」をご覧ください。こちらの資料は生産緑地地区の変更内容を一覧にしたものです。

はじめに、第1「種類及び面積」です。今回変更後の生産緑地地区の面積は約156.22haとなっております。

続いてその下、及び裏面に続く第2「削除のみを行う位置及び区域」をご覧ください。こちらは行為制限の解除及び公共施設等の設置により、今回削除する生産緑地の区域や面積等を記載しております。合計で44地区、削除面積は約53,520㎡となります。

その下、第3「追加のみを行う位置及び区域」につきましては、今回新たに追加する生産緑地の区域や面積等を記載しております。合計で

5 地区、追加面積は 1,950 m<sup>2</sup>となります。

この資料の最後となります、第 4「削除して追加を行う位置及び区域」をご覧ください。削除と追加を同時に行う区域が 1 地区ございます。

当該地は、元々筆全体を指定できず“一部指定の生産緑地”という扱いでした。その後 30 年経過を事由とした買取り申出により行為の制限が解除されるタイミングで、土地所有者より“筆全体を生産緑地に指定できる状態にある”との相談を受け、現況を確認するとこのあたりは公図と合っておらず、分筆も困難であることがわかりました。これを踏まえ、農地保全の観点及び所有者に不利益がない方法を鑑み、筆全体の追加申請を受け付けるという結論に至ったため、今回、削除と追加を同時に行っております。

ただいまご説明いたしました各表の左側・1列目には、後ほど使用いたします資料2-④の図面番号を記載しております。

続きまして、資料 2-3「変更に係る生産緑地地区内訳表」をご説明させていただきます。

1枚目の「1. 追加のみをするもの」をご覧ください。先ほど、資料1-2でご説明いたしました【第3「追加のみを行う位置及び区域」】及び【第4「削除して追加を行う位置及び区域」】の追加にあたる部分について、その内訳を記載したものととなります。ここでは計5地区において、追加を行う地番や地積等を記載しております。また、票の一番左側の番号は、生産緑地の地区番号となっております。

続いて、1枚めくっていただきまして「2. 削除のみをするもの」をご覧ください。こちら先ほど、資料2-2でご説明いたしました【第2「削除のみを行う位置及び区域」】及び【第4「削除して追加を行う位置及び区域」】の削除にあたる部分について、その内訳を記載しております。44地区において、削除を行う地番や地積等を記載しており、一番右の欄には、それぞれ削除する事由を記載しております。

さらにページをめくっていただきまして、「3. 精査のみ区域」をご覧ください。これは、地積更生が行われたことにより、当初指定した面積に変更が生じたため、精査により面積のみを変更するものです。精査のみを行う地区は、1 地区となっております。

続きまして、資料2-4「東村山都市計画生産緑地地区計画図（清瀬市決定）」をご覧ください。こちらにつきましては、今回、追加及び削除をした箇所の位置図となっております。緑色の格子で表示された部

	<p>分が、今回新たに追加する生産緑地、黒く塗りつぶされている部分については、今回削除する生産緑地となっております。恐れ入りますが、図面番号10をお開きいただけますでしょうか。水色で表示された部分が、先ほど資料2-2で経緯をご説明いたしました【第4「削除して追加を行う位置及び区域」】となります</p> <p>最後に、生産緑地地区の変更後の地区数及び面積でございますが、昨年10月に告示しております、変更前の生産緑地地区が252地区、面積約161.37haに対しまして、今回削除及び追加、精査により240地区、面積約156.22haとなっております。</p> <p>以上が、議題(2)「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」に係る説明でございます。</p> <p>なお、本案につきましては、都市計画法の規定に基づき、東京都との協議後、10月24日から11月7日までの2週間、縦覧をいたしましたが、特にご意見はございませんでした。今後、本都市計画審議会の諮問・答申を経まして、都市計画決定をしまいたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議題(2)についての説明が終わりました。質疑等をお受けさせていただきますので、ご意見のある方は挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>
<p>会長</p>	<p>特にご意見等ございませんようですので、只今の議題(2)につきましては、原案どおりご承認をいただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>承認ということに決定しました。なお、答申書につきましてはこちらも会長に一任させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、(3)「その他」についてですが、事務局より何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。まだ決定ではございませんが、第二回都市計画審議会につきましては令和6年2月下旬を予定しております。委員の皆様にはまた改めて文書でご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします</p>

会長	<p>す。 事務局からは以上です。</p> <p>次回は令和6年2月下旬ということですね。よろしくお願ひいたします。</p> <p>その他、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(挙手なし)</p>
会長	<p>それでは、ご意見もないようなので、これをもちまして都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>